



2022年5月11日

各 位

会社名 株式会社 鳥羽洋行
代表者名 取締役社長 鳥羽重良
(コード：7472・スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 島津政則
(電話番号 03-3944-4031)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月11日、会社法370条（取締役会の決議に替わる書面決議）により、2022年6月17日開催予定の当社第73回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u> 第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書 類および連結計算書類に記載または表 示をすべき事項に係る情報を、法務省 令に定めるところに従いインターネッ トを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみな すことができる。</u>	第3章 株主総会 (削除)

<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないものとする</u>ことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 <u>変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定の削除および変更後定款第18条（電子提供措置等）の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有するものとする。</u></p> <p>③ <u>本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 今後の予定

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年6月17日（金）
定款変更の効力発生日	2022年9月1日（木）

以 上